

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日が休日(土、日、
祭日)の場合は、その翌日

目 次

◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定

飼料の試験の結果の概要

土地改良法による換地計画の適否の決定

指定施業要件の変更予定の保安林

◇ 告 示 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第四百十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和五十五年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏 名	勤 務 先
小内 児 科	大津 鎮 雄	倉吉市福吉町一三八九の五番地
外 科	竹 内 隆	米子市祇園町二丁目一〇〇番地
内 科	竹 内 絢 子	-
耳鼻咽喉科	阿 部 喜 男	米子市角盤町二丁目一〇一番地

鳥取県告示第四百十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十四年十一月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり告示する。

昭和五十五年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

栄養成分に関する検査

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月日	試験結果の概要										備考					
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性塩基性窒素	ペプトン消化率	DCP	TDN		ME	その他			
神戸市 日本農産工業株式会社神戸工場	鳥取市牧里下六反物403 株式会社イナキ	①ノ一サン印ゾロイラー肥育後期用配合飼料 ゾロイラーS	54.11	18.0	6.1	1.9	4.6	1.82	0.64										
		②ノ一サン印肉用種鶏飼育用配合飼料 ゾロックスS	54.11	16.1	3.4	2.6	10.3	3.21	0.55										
		③ノ一サン印子豚育成用配合飼料 パットノ子豚パット	54.11	16.8	3.3	2.6	4.5	0.70	0.56										
		④ノ一サン印種豚飼育用配合飼料 特製しゆとん用	54.11	15.6	3.4	3.0	4.5	0.76	0.53										
		⑤ノ一サン印子豚人工乳後期用配合飼料 ニーストロソグ	54.10	17.4	3.6	2.2	4.1	0.62	0.56										
		⑥ノ一サン印ゾロイラー肥育後期用配合飼料 ヒューB	54.11	18.3	6.2	1.5	3.4	0.72	0.58										
		⑦ノ一サン印子豚育成用配合飼料 ハイロースM	54.10	15.4	3.3	2.7	4.5	0.65	0.63										
		⑧ノ一サン印子豚育成用配合飼料 ハイスパートM	54.10	16.8	3.4	2.0	4.1	0.63	0.56										
		⑨ノ一サン印乳期子豚育成用配合飼料 ソムレット	54.10	18.0	5.6	2.0	4.4	0.74	0.62										
		⑩ノ一サン印配合飼料 大さう用	54.10	14.2	3.7	2.7	7.0	1.70	0.48										
神戸市 昭和産業株式会社 社神戸工場	鳥取市古海699 株式会社ケンパ ソ	⑪ノ一サン印配合飼料 成鶏用コスモス	54.11	16.8	4.5	2.6	11.4	3.72	0.64										
		粗たん白質 0.2不足																	

鳥取県告示第四百七十七号

昭和五十五年一月十四日付けで三朝町から申請のあつた吉田第二地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年二月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
三朝町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十八号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三にお

いて準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
気高郡青谷町大字八葉寺字鍋割、大字小畑字鍋割、大字桑原字治介畑、八頭郡河原町大字北村字御滝川、字柚小屋ヨリ門口マデ、字柚小屋ヨリ門口マデ九三四の一、九三四の一八九、大字小河内字奥山九三五の一、字笹ヶ谷七八三次八、七八三次九、字地岡七八九次四、七八九次七から七八九次一八まで（以上五字及び十八筆国有林）
- 一(二) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 二(一) 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 二(二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
八頭郡佐治村大字尾際字川奥、字南平、大字高山字鈴ヶ平、大字福園字木合谷、大字河本字ワサビ谷、大字中字山王谷、大字栃原字不動山、大字余戸、大字余戸字ワクラ、大字加茂字大原、用瀬町大字安

蔵字西ヶ谷、大字江波字大畑ヶ谷一〇四六の一、一〇四六の三、字奥ノ谷一〇四八の六八、大字川中宇奥山谷八五四の二、八五六、八五八(以上一大字、十字及び六筆国有林)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課・青谷町役場、河原町役場、佐治村役場及び用瀬町役場に備え置いて閲覧(註)する。)

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和38年法律第6号)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和55年 2月12日

鳥取県公安委員会委員長 小 泉 順 三

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和55年 3月 6日 午前10時30分から 午後 4時30分まで	米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和55年 3月14日 午前10時30分から 午後 4時30分まで	鳥取警察署会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。

ただし、昭和54年 4月15日までに(昭和41年 6月 7日以後に開催された)乙種又は丙種の狩猟者講習会の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者を除く。

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間 4時間

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具及び印
- (2) 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会受講手数料の額(2,000円)に相当する鳥取県収入証紙

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。】